

TPPコンメンタール

メガEPAのスタンダードともいえるTPP協定の全貌を逐条解説！

TPPはこれからEPAのモデルになると期待されていたメガEPAです。日本関税協会では2015年に「TPPと21世紀の関税・貿易政策研究会」を発足させ、TPP協定を読み解くことによって、TPPの意義や今後の関税・貿易政策に及ぼす影響、課題、展望について議論してきました。

TPP自体は署名されたものの、アメリカの離脱によって発効には至っていませんが、貿易と投資の自由化等、広範囲かつ高水準な貿易協定を実現すべく、アメリカ以外の11カ国で交渉を進め、CPTPPの発効することとなりました。

本書では弊会発行『貿易と関税』誌連載の記事をアップデートし、TPPの各章と主要な関連文書の全体像を俯瞰し、さらに逐条解説を行い、TPP11での凍結項目についても触れ、TPPの全貌を解き明かします。

本書の内容

- 第1章 冒頭の規定及び一般的定義
- 第2章 内国民待遇義務及び物品の市場アクセス
- 第3章 原産地規則及び原産地手続
- 第4章 繊維及び繊維製品
- 第5章 税関当局及び貿易円滑化
- 第6章 貿易上の救済
- 第7章 衛生植物検疫(SPS)措置
- 第8章 貿易の技術的障害(TBT)
- 第9章 投資
- 第10章 国境を越えるサービスの貿易
- 第11章 金融サービス
- 第12章 ビジネス関係者の一時的な入国
- 第13章 電気通信
- 第14章 電子商取引
- 第15章 政府調達
- 第16章 競争政策
- 第17章 国有企業
- 第18章 知的財産
- 第19章 労働
- 第20章 環境
- 第21章 協力及び能力開発
- 第22章 競争力及びビジネスの円滑化
- 第23章 開発
- 第24章 中小企業
- 第25章 規制の整合性
- 第26章 透明性及び腐敗行為の防止



2019年6月27日発行

B5判(函入り)1,012頁／定価:18,000円+税

- 第27章 運用及び制度に関する規定
- 第28章 紛争解決
- 第29章 例外及び一般規定
- 第30章 最終規定

TPP協定全条文について概要と解説を掲載！

108 | 第3章 原産地規則及び原産地手続

II. 逐条解説

第A節 原産地規則

第3.1条 定義

【概要】

本条は、次の用語の定義を規定している：「養殖」、「代替性のある产品又は材料」、「一般的に認められている会計原則」、「产品」、「間接材料」、「材料」、「非原産品」又は「非原産材料」、「原産品」又は「原産材料」、「輸送用のこん包材料及びこん容器」、「生産者」、「生産」、「取引価額」、「产品の価額」。

【解説】

本条の定義では、これまでのFTAではあまり見られなかった「養殖」について定義している。また、「生産」、「取引価額」、「产品の価額」が本条で定義されている。

「養殖」とは稚魚から成体まで飼育することとして、TPP締約国で卵から産れる必要はないことが明確とされた。第33条(e)の規定により、この要件を満たした水生生物は原産品と認定される。

「生産」には加工又は組立て作業を含むと規定して、第2章「市場アクセス」附録書2-D第B節に「軽微な作業」(minimal operation)として保存工程、洗浄、収集、箱詰め工程は原産品とするための十分な作業又は加工、すなわち「生産」とはみなされないと定めに対応した規定となっている。

「产品の価額」は、後述する付加価値基準における原産割合を計算する基礎となる価値である。本条は、产品の価額を、产品の「取引価額」から国際運賃及び国際輸送保険料など国際輸送に要する費用を差し引いた額と定義している。

この「取引価額」は、产品が輸出のために販売されるに当たって現実に支払われた若しくは支払われるべき価格 (the price actually paid or payable for the good when sold for export) 又はWTO関税評価協定に従って決定されるその他の価額と定義して、インボイス額を基本とした関税評価額によることとされている。以上から、「产品の価額」は関税評価額から国際運賃・保険料を差し引いた価格、すなわち、FOB価格を基本とすることを明確にしている。FOB価格を基本とすることは、米韓のFTA²、わが国が締結したEPA³も同様である。

なお、取引価額は関税評価額であるところから、輸出手と輸入者が特許関係(関連会社)にある場合、インボイス上の価格以外に輸入者が輸出手の費用を負担している場合など、インボイス価格に拠らない価格が产品の価額とされることがあることに注意を要する。

第3.2条 原産品

【概要】

本条は、TPP特恵関税適用の対象となる产品である「原産品」とは、1または2以上の締約国において、(a)完全取得された产品、(b)原産材料のみから完全に生産される产品、(c)品目別原産地規則の要件を満たした产品、のいずれかで、本章に定める他の要件を満たしたもの、と規定する。

【解説】

本条に定める3原産基準は、米韓FTA第6.1条を始め、わが国のEPAの規定⁴とも基本的に異なるものではない。

また、本条は、「1または2以上の締約国」においてと規定し、2締約国以上にまたがる生産工程により品目別原産地規則を充足して原産品と認められることが明示されている。この規定

2 たとえば、米韓FTA第6.22条“adjusted value”。

3 たとえば日豪EPA第35条第2項。

4 たとえば、日豪EPA第32条(a)、(b)及び(c)

TPP協定原文(英文)も収録!

CHAPTER 3 RULES OF ORIGIN AND ORIGIN PROCEDURES | 137

* * *

CHAPTER 3

RULES OF ORIGIN AND ORIGIN PROCEDURES

Section A: Rules of Origin

Article 3.1: Definitions

For the purposes of this Chapter:

aquaculture means the farming of aquatic organisms, including fish, molluscs, crustaceans, other aquatic invertebrates and aquatic plants from seed stock such as eggs, fry, fingerlings or larvae, by intervention in the rearing or growth processes to enhance production such as regular stocking, feeding or protection from predators;

fungible goods or materials means goods or materials that are interchangeable for commercial purposes and whose properties are essentially identical;

Generally Accepted Accounting Principles means those principles recognised by consensus or with substantial authoritative support in the territory of a Party with respect to the recording of revenues, expenses, costs, assets and liabilities; the disclosure of information; and the preparation of financial statements. These principles may encompass broad guidelines for general application, as well as detailed standards, practices and procedures;

good means any merchandise, product, article or material;

indirect material means a material used in the production, testing or inspection of a good but not physically incorporated into the good; or a material used in the maintenance of buildings or the operation of equipment, associated with the production of a good, including:

- (a) fuel, energy, catalysts and solvents;
- (b) equipment, devices and supplies used to test or inspect the good;
- (c) gloves, glasses, footwear, clothing, safety equipment and supplies;
- (d) tools, dies and moulds;
- (e) spare parts and materials used in the maintenance of equipment and buildings;
- (f) lubricants, greases, compounding materials and other materials used in production or used to operate equipment and buildings; and
- (g) any other material that is not incorporated into the good but the use of which in the production of the good can reasonably be demonstrated to be a part of that production;

material means a good that is used in the production of another good;

non-originating good or non-originating material means a good or material that does not qualify as originating in accordance with this Chapter;